南会津町学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要項

本要項は、南会津町が発注する学校給食調理等業務の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものです。

1　目的

南会津町では、学校給食の質や安全性を確保しながら、学校給食業務運営の合理化を図るため、田島学校給食センター及び伊南学校給食センターの調理・配送業務並びに田島第二小学校及び荒海小学校の調理業務を民間事業者へ委託します。

本要項は、これらの業務を委託する事業者を選定するために実施するものです。

2　業務概要

(1)事業所名

①南会津町立田島学校給食センター
②南会津町立伊南学校給食センター
③南会津町立田島第二小学校
④南会津町立荒海小学校

(2)業務内容

別紙仕様書のとおり

(3)委託期間

「４　対象業務及び履行期間」のとおり

3　選定方式

公募によるプロポーザル方式とします。

4　対象業務及び履行期間

対象業務及び履行期間は、次のとおりです。

区分	業務名	履行期間	対象校等
A	田島学校給食センター 調理業務及び配送業務	令和９年４月１日～ 令和 14 年３月 31 日	令和９年度：田島中学校、荒海中学校、桧沢小学校 令和１０年度～１３年度：上記３校に田島第二小学校、荒海小学校を加えた５校
B	伊南学校給食センター 調理業務及び配送業務	令和９年４月１日～ 令和 14 年３月 31 日	舘岩小学校、伊南小学校、南郷小学校、舘岩中学校、南会津中学校
C	田島第二小学校 調理業務	令和９年４月１日～ 令和 10 年３月 31 日	令和９年度の１年間 ※令和１０年度から田島学校給食センターに統合
D	荒海小学校調理業務	令和９年４月１日～ 令和 10 年３月 31 日	令和９年度の１年間 ※令和１０年度から田島学校給食センターに統合

※業務内容等の詳細は、各業務の委託仕様書及び別表を確認してください。

5　応募方法

上記ＡからＤまでの業務のうち、希望する業務を選んで応募することができます。複数の業務に応募する場合は、**参加表明書（様式第２号）**に希望する業務を記載し、企画提案書及び価格提案書は業務ごとに作成してください。受託候補者の選定及び契約は、業務ごとに行います。

6　参加資格

参加できる事業者は、次の要件をすべて満たす法人又は団体とします。

⑴本委託業務を安定的かつ円滑に遂行できる経営基盤を有していること。

⑵Ａ又はＢの業務に応募する者は、学校給食センター等の施設において、１回 200 食以上提供する調理・配送業務の受託実績を有していること。ただし、同程度の大量調理施設における実績等により、本業務を適正に遂行できる能力があると認められること。

Ｃ又はＤの業務に応募する者は、学校、保育所等の集団給食施設における調理業務の受託実績等を有していること、又は本業務を適正に遂行できる体制を有していること。

⑶地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。

⑷各業務の仕様書に定める人員、資格及び衛生管理等の条件を満たす体制を確保できること。

⑸国税及び地方税に滞納がないこと。

⑹暴力団又は暴力団員等と関係を有していないこと。

⑺会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

7　スケジュール

⑴公募開始（ホームページ）・・・・・・・・・・・・令和８年 11 月 10 日（火）

⑵質問受付・・・・・令和８年 11 月 10 日（火）から令和８年 11 月 25 日（水）まで

⑶質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・令和８年 11 月 27 日（金）

⑷参加表明書等提出期限・・・・・・・・・・・・・令和８年 12 月 11 日（金）

⑸企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・・・・令和８年 12 月 25 日（金）

⑹審査（プレゼンテーション及びヒアリング）・・・令和９年１月 12 日（火）予定

⑺審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和９年１月下旬

⑻契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和９年４月１日（木）

8　質問の受付及び回答

⑴受付期間

令和８年 11 月 10 日（火）から令和８年 11 月 25 日（水）午後５時まで

⑵提出方法

所定の**質問書（様式第１号）**に記入し、下記メールアドレスに送信してください。

メールアドレス：kyoiku@minamiaizu.org

⑶質問への回答

令和８年 11 月 27 日（金）午後５時までに町ホームページに掲載します。

9　参加表明書の提出

⑴提出期間

令和８年 11 月 10 日（火）から令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで

⑵提出方法

持参又は郵送してください。持参の場合は、提出期間内の平日午前９時から午後５時まで、郵送の場合は、書留郵便により提出期間内必着で発送してください。

⑶提出書類

①参加表明書（様式第２号）

②業務実績書（様式第３号）

③会社概要書（様式第４号）

⑷提出部数

各１部

⑸提出先

〒967-0004　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1

南会津町教育委員会　学校教育課　教育総務係

⑹参加資格審査結果通知

プロポーザルへの参加資格審査結果については、令和８年 12 月 14 日（月）までにメール等で通知します。

10　企画提案書及び見積書等の提出

⑴提出期限

令和８年 12 月 14 日（月）から令和８年 12 月 25 日（金）午後５時まで

⑵提出方法

持参又は郵送してください。持参の場合は、提出期間内の平日午前９時から午後５時まで、郵送の場合は、書留郵便により提出期間内必着で発送してください。

⑶提出書類

①企画提案書（任意様式）

企画提案書には、応募する業務の仕様書を踏まえ、次の内容を記載してください。

ア 組織概要・業績：組織の沿革、経営状況、学校給食等の類似業務の実績など

イ 業務実施計画：調理及び配送等の業務手順、作業分担、業務の進め方など（配送業務がない場合は調理業務にかんする内容）

ウ 人員体制：業務責任者等の資格、職員の配置・勤務体制、欠員時の対応、地元採用の考え方など

エ 衛生管理体制：衛生管理の方法、食中毒・異物混入の防止、食物アレルギーへの対応など

オ 危機管理体制：事故、災害、設備故障等が発生した場合の対応など（配送業務がある場合は交通事故・配送遅延への対応を含む）

カ 職員研修等：職員の研修計画、業務開始に向けた移行準備計画など

キ 当町の経済及び雇用への貢献

ク その他の提案

②価格提案書（様式５）

価格提案書には、消費税及び地方消費税を含む見積額を記載してください。

・Ａ及びＢの業務は、委託期間全体の見積総額に加え、年度ごとの見積額を記載してください。

・Ａの業務は、令和９年度分と令和 10 年度から令和 13 年度までの各年度分を区分して記載してください。

・Ｃ及びＤの業務は、令和９年度の１年間の見積額を記載してください。

※様式５に年度ごとの内訳を記載する欄がない場合は、任意様式の内訳書を添付してください。

(4)提出部数

各６部

(5)提出先

〒967-0004　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地１

南会津町教育委員会　学校教育課　教育総務係

(6)その他

１事業者につき、応募する業務ごとに１提案とします。Ａ４判、横書きとし、表題及び事業者名を明記した表紙を付け、左綴じで作成してください。

11　審査方法等

(1)審査方法

提出された企画提案書及び価格提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容について、「プロポーザル審査要項」に基づき審査を行います。審査及び受託候補者の選定は、業務ごとに行います。

(2)審査会の開催（予定）

実施日：令和９年１月 12 日（火）

場　所：南会津町役場

※日時・場所等の詳細については、参加者に別途連絡します。

(3)受託候補者の選定

審査会において、業務ごとに参加者の提案内容を審査し、評価点の合計が最も高い者を第１交渉権者として選定します。

(4)審査結果の通知及び公表

審査結果については、参加者に対してメール及び書面により通知するとともに、町ホームページに掲載します。第１交渉権者については、事業者名を公表します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

12　契約の締結

(1)契約の締結

第１交渉権者と当該業務の内容、契約金額、支払条件等について協議を行い、合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結します。

なお、契約は業務ごとに締結します。

(2)支払条件

委託料の支払方法及び時期は、契約書で定めます。

13　参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1)「６　参加資格」に定めた要件を欠いたとき。

(2)提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3)提出期限までに提出書類が提出されなかったとき。

(4)審査の公平性を害する行為があったとき。

14　その他

(1)提出された書類は返却しません。

(2)提出された書類は、本プロポーザルの実施及び選定に必要な範囲で使用します。情報公開が必要となる場合は、関係条例等に基づき取り扱います。

(3)提出書類については、町がやむを得ないと認める場合を除き、提出後の修正又は変更はできません。

(4)参加者が１者のみの場合も審査を実施し、受託候補者として適当と認められる場合に限り、第１交渉権者として選定します。

(5)本プロポーザルの参加に要した費用は、全て事業者の負担とします。

(6)やむを得ない理由により本プロポーザルを中止した場合、参加者は、本プロポーザルに要した経費や損害賠償を町に請求することはできません。

(7)参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(9)本要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町が決定します。

15　問い合わせ先

南会津町教育委員会　学校教育課　教育総務係

所在地：〒967-0004　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

電　話：0241-62-6300（直通）

ＦＡＸ：0241-62-6120

Ｅ-mail：kyoiku@minamiaizu.org